

営業所技術者等の兼務について

令和7年3月4日
規制改革推進会議
デジタル・AI WG

営業所技術者等※の役割・専任の必要性

※営業所技術者及び特定営業所技術者

- 建設業法では、建設工事の目的物及び施工の特殊性から、営業所技術者等（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者）として、一定の能力を有する技術者を営業所に配置することを義務付け。
- また、営業所ごとに技術者を専任で配置し、営業の実態に技術力が伴うことを担保することにより、適正な施工の確保（発注者保護）を図ることとしている。

※1:一般建設業許可を取得した建設業者の営業所の技術者を「営業所技術者」、特定建設業の許可を取得した建設業者の営業所の技術者を「特定営業所技術者」という。
 ※2:営業所技術者等とは別に、工事現場においても一定の能力を有する技術者(主任技術者又は監理技術者)の配置が求められている。

<建設工事の特殊性>

【建設目的物の特性】

- ・ **一品受注生産**（予め品質を確認できない）
- ・ **完成後は瑕疵の有無確認が困難**
- ・ **長期間、不特定多数の者**に利用される

【施工の特性】

- ・ 下請業者も含めた多数の者による**総合組立生産**
- ・ 天候等に左右されやすい**現地屋外生産**
- ・ 発注者は建設業者の**技術力を信頼し施工を託す**

<技術者に求められる一定の能力>

建設業許可	許可の種類	特定建設業	一般建設業
	対象工事	下請5,000万円以上の元請工事を受注する場合	左記以外の工事
	営業所技術者等の資格要件	国家資格(一級)保有者 国土交通大臣認定者 実務経験者※	国家資格(一級)保有者 国家資格(二級)保有者 実務経験者
工事現場	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者
	対象工事	下請5,000万円以上の元請工事	左記以外の工事
	技術者の資格要件	国家資格(一級)保有者 国土交通大臣認定者 実務経験者※	国家資格(一級)保有者 国家資格(二級)保有者 実務経験者

※土木、建築、舗装、管、電気、造園、鋼構造は除く

営業所技術者等の専任工事現場の技術者兼務 (建設業法改正、R6.12施行)

○営業所技術者等に関して、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の監理技術者等の職務を兼務できる改正を実施。(建設業法第26条の5)

営業所

技術者

・営業所に専任で置かれる技術者は、営業所における請負契約の締結・履行の業務を管理(第7条、第15条)

改正後

<特定建設業の場合>

営業所

特定営業所技術者

兼務可

専任工事※

監理技術者
or
主任技術者

<一般建設業の場合>

営業所

営業所技術者

兼務可

専任工事※

主任技術者

【兼務の要件】

○請負金額

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

○兼任現場数

1工事現場

○営業所と工事現場の距離

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数

3次まで

○連絡員の配置

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置

補:運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」にて規定

※請負代金の額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)の場合に、監理技術者等の専任配置が必要

営業所技術者等の活用に係るこれまでの議論

※適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）とりまとめ（R4.5）

<6-4 営業所同士の兼任について>

【デジタル技術活用の可能性】

- WEB会議アプリ、スマートフォン等ICTの普及状況等を踏まえれば、一の営業所専任技術者が、その役割を果たしつつ複数営業所を兼務することは技術的には可能。
- 仮に、営業所同士の兼任を特段の制限なく可能とした場合、以下の課題（懸念）がある。

【不良・不適格業者の参入】

- 複数営業所の兼任を無制限に可能とした場合、適正な請負契約の締結等の営業所専任技術者本来の役割を果たせなくなるばかりか、営業所の数よりも少ない技術者数で許可を取得することが可能となり、営業の実態に技術力（技術者数）が伴わない不良・不適格業者の参入が可能となるおそれ。

【地域建設業の受注環境への影響】

- 公共工事では、県内など一定地域内に営業所が所在していることを入札の要件としているケースが多い。
- 複数営業所の兼任を可能とした場合、営業所の設置が容易となり、受注競争の激化を招くおそれ。

⇒ 監理技術者・主任技術者については、現場での活用ニーズが大きいことを踏まえ、まずは営業所専任技術者と監理技術者等の兼任を措置することとし、営業所同士の兼任、及び上記の課題に対応するための方策（兼任数の制限等）については引き続き検討を行う。

提案内容※

※規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)より

- 近年、建設業界では、生産年齢人口の減少や高齢化等に伴い人手不足が顕在化しており、専任技術者の確保が難しい状況が続いている。
- 2、3カ所の営業所に限るなどの一定の条件を設け、専任技術者が、**WEB会議システム等のICT技術**を用いることで、質を落とさずその役割を果たすことは十分に可能である。
- 営業所専任技術者が**2、3カ所の営業所に限って兼務**することを容認すべきである。

対応の方向性

- 営業所ごとに技術者を専任配置としている趣旨は、請負契約の締結・履行に関する技術的な管理を行うことにより、建設工事の適正な施工の確保を図ることとしたもの。
- 担い手確保の必要性を踏まえ、令和6年の建設業法改正により、ICT活用等を要件に営業所技術者等が、専任を求められる工事における監理技術者等の職務を兼ねることを可能としたところ。
- 営業所技術者等の複数営業所の兼務については、建設工事の適正な施工が確保されることを前提に、改正法に基づく現場兼務の実施状況(活用状況や課題等)や技術者制度検討会において掲げられている課題※を踏まえつつ検討。

※適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)とりまとめ(本資料P3掲載内容)

○建設業法

(建設業の許可)

第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

(以下略)

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。
- 二 その営業所ごとに、営業所技術者(建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第十一条第四項及び第二十六条の五において同じ。)を専任の者として置く者であること。

(以下略)

(許可の基準)

第十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 第七条第一号及び第三号に該当する者であること。
- 二 その営業所ごとに、特定営業所技術者(建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第二十六条の五において同じ。)を専任の者として置く者であること。

(以下略)

(営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例)

第二十六条の五 建設業者は、第二十六条第三項本文に規定する建設工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第七条(第二号に係る部分に限る。)又は第十五条(第二号に係る部分に限る。)及び同項本文の規定にかかわらず、その営業所の営業所技術者又は特定営業所技術者について、営業所技術者にあつては第二十六条第一項の規定により当該工事現場に置かなければならない主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては当該主任技術者又は同条第二項の規定により当該工事現場に置かなければならない監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

(以下略)

○建設業許可事務ガイドライン※

【第3条関係】 2. 営業所の範囲について

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、当然本条の営業所に該当する。

また「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

(以下略)

【第7条関係】 2. 営業所技術者等について(第2号)

(1)「専任」の者とは、その営業所に常勤(テレワークを行う場合を含む。)して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

ただし、次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

- ① 住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ② 他の営業所(他の建設業者の営業所を含む。)において専任を要する者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。)
- ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

(以下略)

※平成13年4月3日国総建第97号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等宛て (最終改正令和7年2月1日)